

# 障害福祉サービス事業 横雲の里

## 短期入所事業 料金表

令和5年4月現在

### ① 介護給付サービスに関する利用料金（A）

施設利用料自己負担  
介護給付費給付

(単位/日)

障害者程度 区分 請求区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
福祉型短期入所 サービス費(Ⅰ)	498	498	570	634	767	903
福祉型短期入所 サービス費(Ⅱ)	169	169	235	311	516	589

※障害者程度区分によって定められております。

※新潟市の地域区分が単位数に10.18(円)を乗じて算出しています。

福祉型短期入所サービス費(Ⅰ) 通常の利用された場合。

福祉型短期入所サービス費(Ⅱ) 他の日中活動系サービスを利用された場合。

### 各種加算（B）

(令和5年1月現在 部加算は全ての利用者を対象に算定しています。その他の加算は該当される場合のみの算定になります)

加算種類	加算内容	金額
食事提供体制加算	調理業務の委託等食事提供の体制が整っている場合にいただく費用です。	48単位/日
短期利用加算	連続30日以内ご利用の場合にいただく費用です。	30単位/日
栄養士配置加算(Ⅰ)	常勤の管理栄養士または栄養士が食事管理を行う場合にいただく費用です。	22単位/日
送迎加算	ご自宅と施設の間の送迎を施設が行った場合にいただく費用です。	186単位/片道
常勤看護職員加算	看護職員を常勤換算方法で1人以上配置している場合にいただく費用です。	4単位/日

利用者負担上限額 管理加算	利用者負担額の上限管理事務を行った場合にいただく費用です。	150単位/ 月
処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)	職員の処遇改善等が図られ、国が定める基準に適合している場合にいただく費用です ※短期入所サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に加算率を乗じた単位数になります	(Ⅰ)＝総単位数×8.6% (Ⅱ)＝総単位数×6.3% (Ⅲ)＝総単位数×3.5%

※利用者負担の減免について〔利用者負担に関する月額上限〕

1ヶ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」については、所得に応じて月額負担上限額が設定され、それ以上の負担は必要ありません。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
一般2	一般1以外の課税世帯	37,200円
一般1	市町村民税課税世帯（年収概ね600万以下）	9,300円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
生活保護	生活保護受給世帯	0円

## ② 食費・光熱水費に関する利用料金

自己負担額

(単位:円/日)

食事提供 体制加算 対象者	朝食	昼食	夕食	茶菓代	光熱 水費	自己負担 額計 (C)	自己負担計 (D)
該当	220	300	250	110	300	1,180	(A) + (B)
非該当	380	670	450	110	300	1,910	+ (C) = (D)

※食事提供体制加算対象者(受給者証に記載)は、食材料費のみの負担となります。

## ③ その他サービスに関する利用料金

自己負担額

(単位:円/回)

項目	料金	備考
理容(カット+顔そり)	2,750円	カットのみは2,200円。要予約
パーマ・毛染め	実費	要予約。1回/月
特別な食事(出前他)日用品等	実費	要した費用

☆利用料金に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更させていただきます。